

# 駐車場の届出制度について

(駐車場法 関係)

## 【目次】

1. 駐車場法の届出とは
2. 届出が必要となる条件について
3. 駐車マスの大きさなどの制限について
4. 駐車施設のつくりの制限について
5. バリアフリー新法に該当する条件について
6. 申請様式

## 1. 駐車場法の届出とは

都市計画区域内において、道路の路面外に設置され、一般公共の用に供される（不特定多数が利用できる）自動車の駐車施設を「路外駐車場」と規定しています。

例としては、「時間貸し駐車場」や「駐車マスを固定しない月極駐車場」、「商業施設等で買物客以外も利用可能な駐車場」が該当します。

このうち、後述の「2.届出が必要となる条件について」に当たるものについては届出が必要となります。

## 2. 届出が必要となる条件について

### ◆路外駐車場の届出が必要となる条件

一般公共の用に供され、かつ下記に該当するものです。

- ①駐車マスの合計面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの
- ②駐車場の利用にあたり駐車料金を徴収するもの
- ◎なお、一般公共の用に供され②に該当するものの③が非該当の場合、届出は不要ですが、駐車場法の技術基準(法第11条)を満たす必要があります。

建築物である駐車場や建築敷地に設けられる駐車場以外の平面駐車場で、かつ駐車場法に基づく路外駐車場の設置届出が必要なものに該当します。

### ◆バリアフリー新法に該当する条件について

下記の条件に全て当てはまる 特定路外駐車場 は届出が必要となります。

- ①道路の路面外に設置される駐車施設で、一般公共の用に供されるもの。
- ②駐車のために供する部分（車路以外の駐車マス）の合計面積が500m<sup>2</sup>以上のもの。
- ③駐車料金を徴収するもの。
- ◎ただし、道路付属物の駐車場、公園施設の駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は対象外です。
- ◎なお、提出の際は駐車場法の届出に添付することが可能です。

★必要となる届出の種類については下記フロー図をご参照ください。

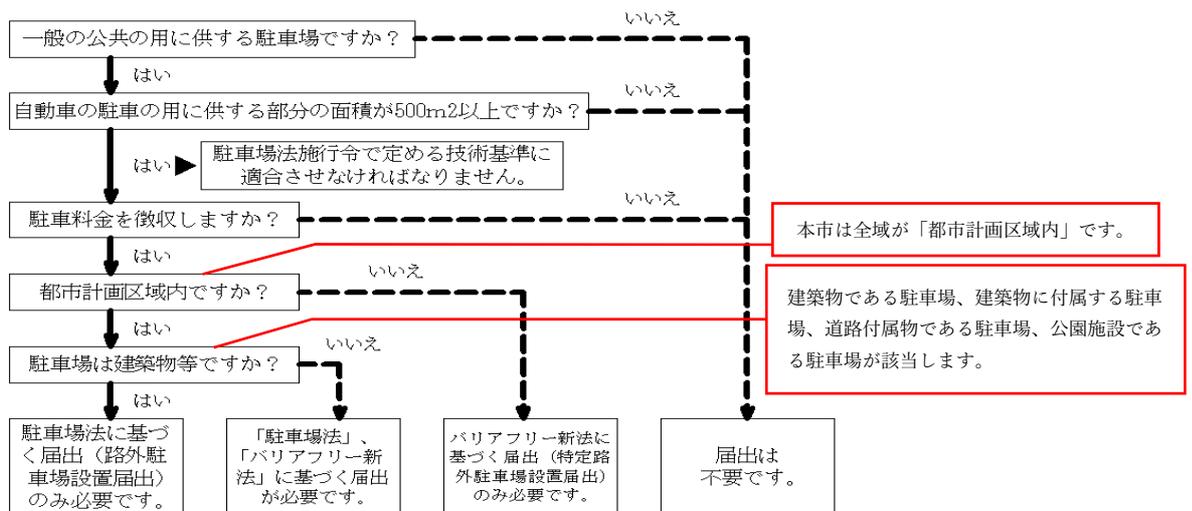


図-1 届出の種類に関するフロー

#### 《用語解説》

##### ・バリアフリー新法：

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、平成18年12月20日に施行されました。この法律では、高齢者・障がい者・妊産婦・けが人などの移動や施設利用といった、自立した日常生活・社会生活を確保するもので、駐車場との関わりとしては路外駐車場にバリアフリー基準を設けています。

### 3. 駐車マスの大きさなどの制限について

駐車場法・建築基準法上、幅・奥行きに制限はありません。

ただし、建築物である場合の路外駐車場は駐車場法より、はり下高さが2.1m以上となっています。(図-1 参照)

### 4. 駐車施設のおつくりの制限について

駐車場の出入口、及び車路の構造について規定があります。

また、このほかに建築物である路外駐車場には、避難階段、防火区画、換気装置、照明装置、警報装置に関する基準があります。

#### 《自動車の出口、入口の位置について》

自動車の出入口は次の部分には設置できません。(図-2 参照)

##### ①道路交通法第 44 条各号に掲げる部分

1. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近など勾配の急な坂又はトンネル
2. 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分
3. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分
4. 安全地帯関係(詳細略)
5. バス、路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分
6. 踏切の前後の側端からそれぞれ前後 10m 以内の部分

##### ② 横断歩道橋(地下横断歩道含む)の昇降口から 5m 以内の道路部分

##### ③ 小学校等の出入口から 20m 以内の道路の部分。(その出入口に接してさくが設けられた歩道がある道路、その出入口に接する歩道があり縁石線などで車線が往復方向別に分離されている道路以外の道路では、その出入口の反対側およびその左右 20m 以内も含みます。)

※小学校等とは幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理療養施設、児童公園、児童遊園、児童館です。

##### ④ 橋、幅員が 6m 未満の道路、縦断勾配が 10% を超える道路

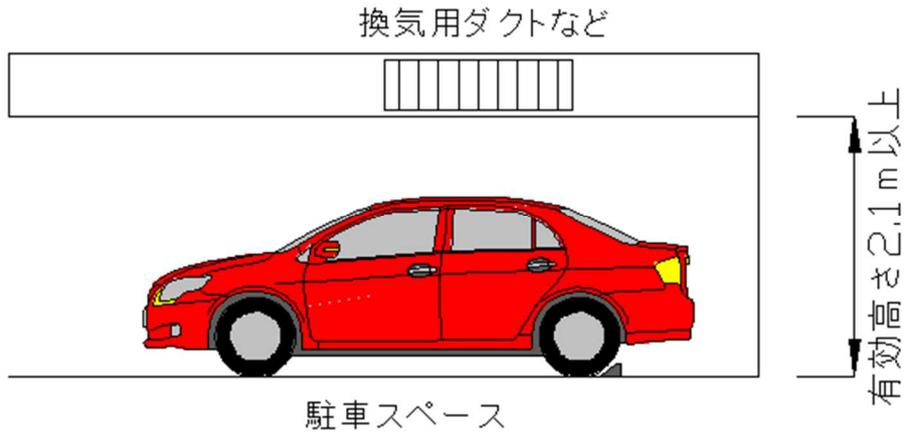
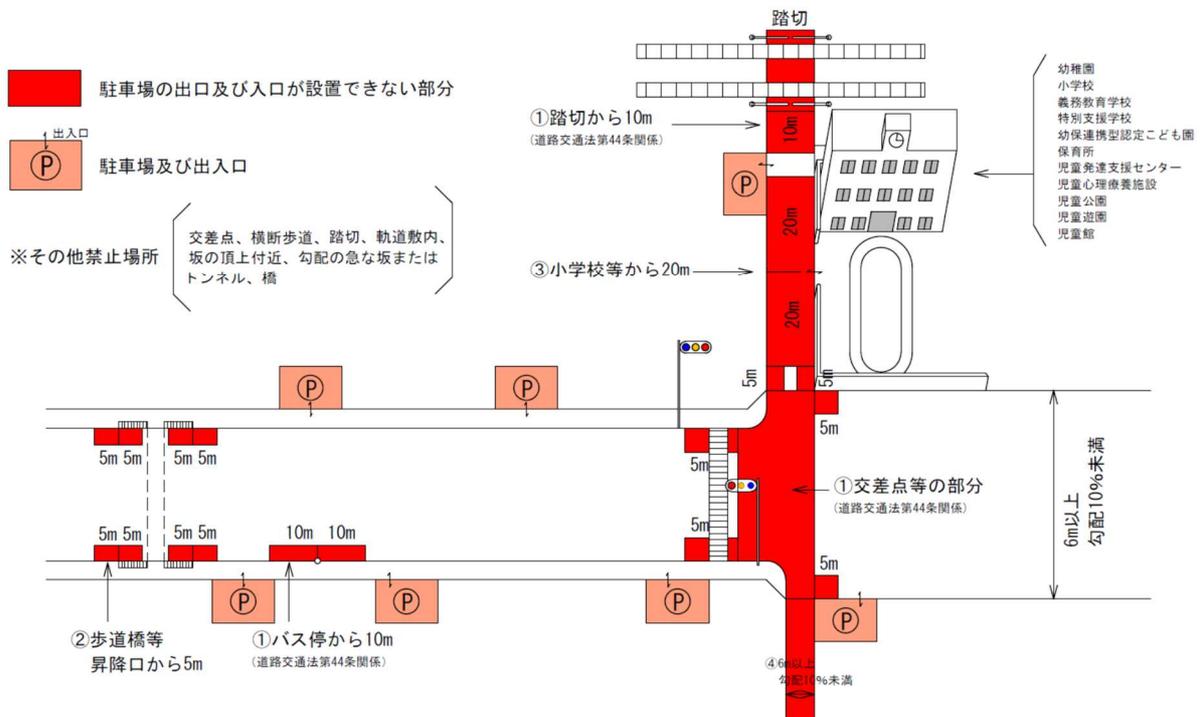


図-1



※ただし、交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋、道路の曲がり角から5m以内、幅員6m未満の道路等については国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能（駐車場法施行令第7条第2項）

図-2

## 《出入り口の構造について》

- ①路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合の自動車の出入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障の少ない道路に設ける（図-3）

※歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときやその他特別の理由があるときはこの限りではありません。

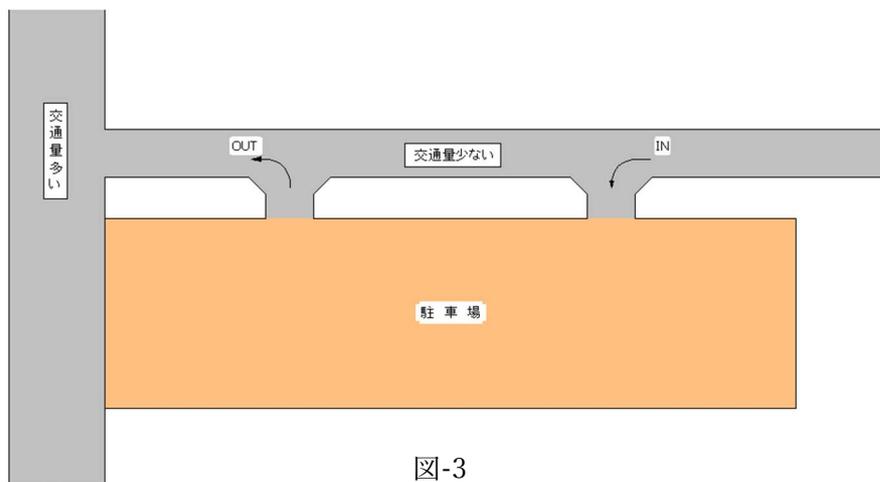


図-3

- ②自動車の駐車のために供する部分の面積が 6,000 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場では自動車の出口と入口を分離して、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10m 以上離す（図-4）

※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を 10m 未満とすることも可能としています。

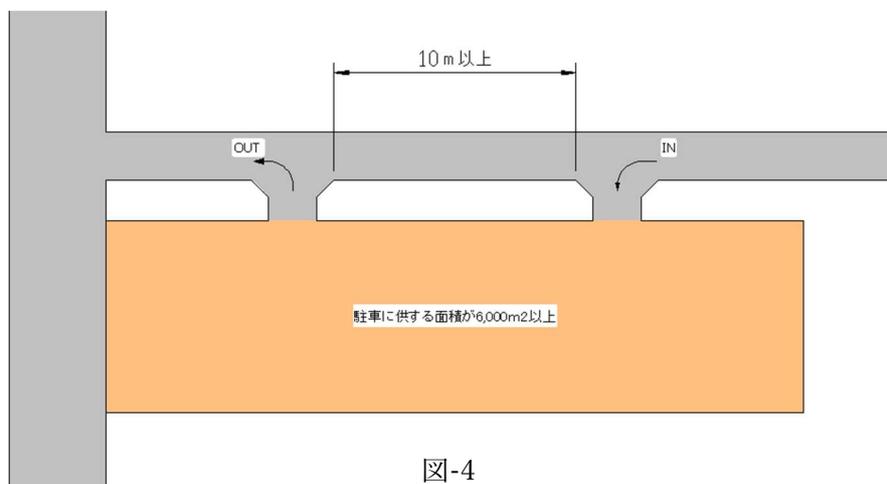


図-4



《車路の構造について》

①自動車の車路の幅員は 5.5m（特定自動二輪車専用の車路の幅員は 3.5m）以上とすることとなっています。（図-7）

（一方通行のときは 3.5m（特定自動二輪車専用の場合は 2.25m）以上必要ですが、駐車料金徴収箇所において歩行者が通行しない場所は、2.75m（特定自動二輪車専用の場合は 1.75m）まで縮小可）

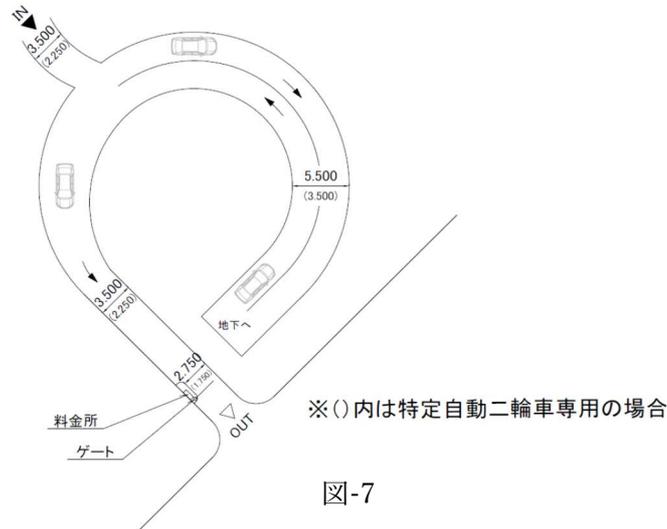


図-7

②建築物である路外駐車場にはこのほかに以下の基準があります。

- (1) はり下の有効高さが 2.3m 以上であること（図-8）
- (2) 屈曲部は自動車が 5m（特定自動二輪車専用の場合は 3.0m）以上の内法半径で回転できること（図-9）（ターンテーブルが設けられているものを除く）
- (3) 傾斜部の縦断勾配が 17%を超えないこと（図-10）
- (4) 傾斜部の路面はすべりにくくすること

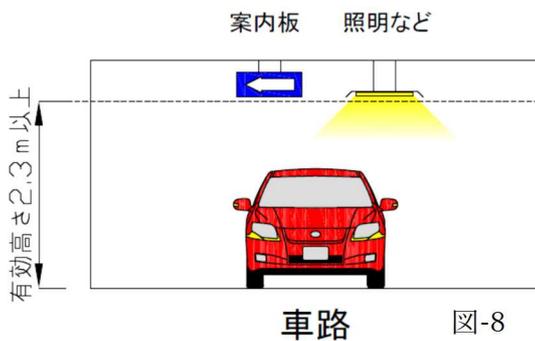


図-8

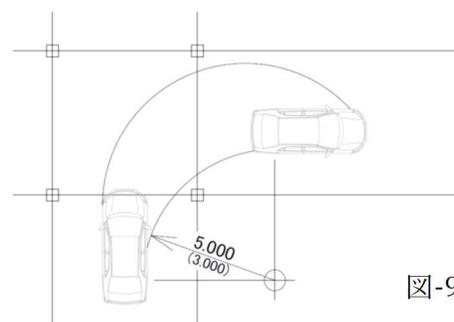


図-9

※( )内は特定自動二輪車専用の場合

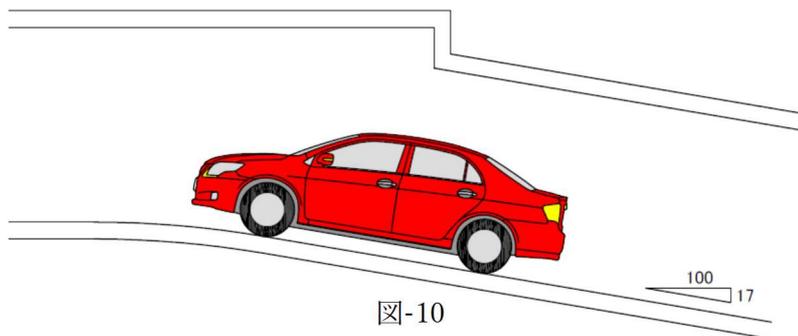


図-10

# 路外駐車場法の 届出制度について

## - 様式集 -

### 様式の目次

1. 別記様式…路外駐車場設置（変更）届出書
2. 路外駐車場管理規程の（変更）届出書
3. 路外駐車場（休止・廃止・再開）届出書
4. 設置の届出に必要な書類（参考として）
5. 第1号様式…特定路外駐車場設置（変更）届出書
6. 第2号様式…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外  
駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

※5、6についてはバリアフリー新法の届出に関わるもの。

塩竈市長 佐藤 光樹 殿

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
	車路等の面積(B)	平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				平方メートル		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
	車路等の面積(D)	平方メートル				

4 構造	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び 特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル
			それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び 特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル
5 設備	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による 認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の番号を記載すること。

- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行なう業務のための施設の概要を記載すること。

# 路外駐車場管理規程の（変更）届出書

令和 年 月 日

塩竈市長 佐藤 光樹 殿

（路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

駐車場法第13条 第1項  
第4項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 実施（予定）日	

備考

- 一 届出にあたっては、定められた管理規定の写しを添付すること。
- 二 変更届出の場合は、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 三 不要な文字は二重線で抹消すること。

# 路外駐車場（休止・廃止・再開）届出書

年 月 日

届出先  
塩 竈 市 長

路外駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

路外駐車場の（休止・廃止・再開）について、駐車場法第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 (休止・廃止・再開) 理 由	
4 (休止・廃止・再開) 年月日	年 月 日

※該当項目を○で囲む

### 設置の届出に必要な書類

	必要書類	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置(変更)届出書(別記様式)	○	○	・変更の場合は変更箇所を朱書き
2	駐車施設の概要	○	○	・面積計算書
3	路外駐車場の位置を表示した地形図 (縮尺1/10,000以上)	○	○	・周辺の主要な公共施設を明示
4	路外駐車場の区域等を表示した平面図 (縮尺1/200以上)・	○	○	・技術的基準が遵守されていることが確認できるように明示 ・駐車場の区域、駐車マス、出入口、車路、附近の道路、面積、寸法等を記入 ・一般公共の用に供される部分及びそれ以外の部分を明確に示す
5	各階平面図 (縮尺1/200以上)	○		・屈曲部には回転軌跡を表示
6	2面以上の立面図 (縮尺1/200以上)	○		
7	2面以上の断面図 (縮尺1/200以上)	○		
8	大臣認定書の写し及び仕様書	○	○	・特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車場等)
9	路外駐車場管理規程の(変更)届出書	○	○	
10	路外駐車場管理規定	○	○	・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名・住所 (法人の場合は名称・主たる事務所の所在地・代表者氏名・住所) ・供用時間に関する事項

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車料金に関する事項</li> <li>・供用契約に関する事項</li> <li>・自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項</li> <li>・構造上駐車することのできない自動車</li> <li>・付帯業務(燃料の販売・自動車修理など)の概要</li> </ul>
--	--	--	--

注:書類は A4 サイズ(大判のものは折る)で提出してください。

特定路外駐車場設置（変更）届出書				
令和 年 月 日				
塩竈市長 佐藤 光樹 殿 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所 住所 氏名				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、 次のように届け出ます。				
1	駐 車 場 の 名 称			
2	駐 車 場 の 位 置			
規 模	イ	駐車場の区域の面積		平方メートル
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積	a	駐車の用に供する部分の面積
	イ		一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
	ロ	それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)	
b	車路等の面積		平方メートル	
必 要 動 等 構 造 円 滑 化 の 設 備 に 関 する	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	イ	特殊の装置の有無		
ロ	特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a	認定の番号	
イ		b	特殊の装置の名称等	
5	従 業 員 概 数			人
6	供用開始（予定）日			令和 年 月 日

## 備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、  
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 動 な 等 構 造 円 滑 化 設 備 の た め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値				
	特 殊 の 装 置	イ	特殊の装置の有無		
		ロ	特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等		

備 考

一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。

四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。